

北海道厚生局長への届出事項について

2025年11月17日現在

当院は、下記施設基準について北海道厚生局長あて届出を行っております。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算2
- 歯科外来診療感染対策加算4
- 一般病棟入院基本料
- 精神病棟入院基本料
- 急性期充実体制加算
- 臨床研修病院入院診療加算
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算1
- 急性期看護補助体制加算
- 看護職員夜間配置加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算1
- 無菌治療室管理加算2
- 緩和ケア診療加算
- 精神科応急入院施設管理加算
- 精神病棟入院時医学管理加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 栄養サポートチーム加算
- 報告書管理体制加算
- 医療安全対策加算1

- 感染対策向上加算 1
- 患者サポート体制充実加算
- 重症患者初期支援充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- 病棟薬剤業務実施加算 2
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 認知症ケア加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 地域医療体制確保加算
- 救命救急入院料 1
- 特定集中治療室管理料 2
- ハイケアユニット入院医療管理料 1
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 一類感染症患者入院医療管理料
- 小児入院医療管理料 2
- ウィルス疾患指導料
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング
加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ

- がん患者指導管理料八
- がん患者指導管理料二
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導管理料（臓器移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 下肢創傷処置管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 連携充実加算
- がん薬物療法体制充実加算
- 開放型病院共同指導料
- 歯科治療時医療管理料
- がん治療連携計画策定料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- ハイリスク妊娠婦連携指導料1
- こころの連携指導料（Ⅱ）
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料1
- 医療機器安全管理料2
- 救急患者連携搬送料

- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- 在宅療養後方支援病院
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連續式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査
- B R C A 1／2 遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗 H L A 抗体（スクリーニング検査）及び抗 H L A 抗体（抗体特異性同定検査）
- H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウィルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（IV）
- 國際標準検査管理加算
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 神経学的検査
- ロービジョン検査判断料
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 経頸静脈的肝生検
- C T 透視下気管支鏡検査加算
- 画像診断管理加算1
- 画像診断管理加算2
- ポジトロン断層撮影

- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る）
- C T 撮影及び M R I 撮影
- 冠動脈 C T 撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影
- 外傷全身 C T 加算
- 心臓 M R I 撮影加算
- 乳房 M R I 撮影加算
- 小児鎮静下 M R I 撮影加算
- 頭部 M R I 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- 摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 2
- がん患者リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 救急患者精神科継続支援料
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 多血小板血漿処置
- 人工腎臓
- 導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ストーマ合併症加算
- センチネルリンパ節加算
- 皮膚移植術（死体）
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 角結膜悪性腫瘍切除術
- 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- 網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- 網膜再建術
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。）
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視

鏡手術用支援機器を用いる場合)

- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 両心室ベースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- 植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）

- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術（胆囊床切除を伴うもの）
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 腹腔鏡下肝切除術
- 体外衝撃波脾石破碎術
- 腹腔鏡下脾腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）および腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるも

の)

- 腹腔鏡下腎孟形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨脛固定術
- 腹腔鏡下仙骨脛固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- 精巣温存手術
- 体外式膜型人工肺管理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 周術期栄養管理実施加算
- 輸血管理料Ⅰ
- 輸血適正使用加算
- 自己生体組織接着剤作成術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- 麻酔管理料（Ⅱ）
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 一回線量增加加算

- 強度変調放射線治療（IMRT）
 - 画像誘導放射線治療（IGRT）
 - 体外照射呼吸性移動対策加算
 - 定位放射線治療
 - クラウン・ブリッジ維持管理料
 - 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
 - 保険医療機関間の連携による病理診断
 - 病理診断管理加算2
 - 悪性腫瘍病理組織標本加算
 - 口腔病理診断管理加算2
 - 看護職員処遇改善評価料62
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
 - 入院ベースアップ評価料
 - 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
 - 酸素の購入単価
-
- 入院時食事療養／生活療養（I）
入院時食事療養（I）の届出を行っており、患者の病状に応じて管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。